

# 令和5年度

## 第2回 佐々町農業委員会総会議事録

令和5年5月26日（金）

佐々町農業委員会

## 令和5年5月 第2回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和5年5月26日(金)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 令和5年5月26日(金)午後1時30分

### 4. 出席委員 (16名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	3	池田 邦義 君	4	藤永 茂 君
5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君	7	坂口 隆英 君
8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君	10	池田 晴良 君
11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子 君	推進委員	林 勇作 君
推進委員	福田 庄治 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	玉置 義則 君
推進委員	大瀬 敏幸 君				

### 5. 欠席委員 (2名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	濱野 努 君	13	濱野 卓也 君		

### 6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	作永 善則 君	係長	鮎川 稔 君		

### 7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
9	寶持 雅祥 君	11	井手 俊博 君		

## 8. 本日の会議に付した案件

### (1) 会長挨拶

### (2) 議事録署名委員の指名

### (3) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議について

報告第2号 佐々町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

### (4) 審議事項

議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第8号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

### (5) 協議事項

○農業経営改善計画確定に係る意見聴取について（1件）

### (6) その他

①6月定例会の日程について

②視察研修について

③その他

事務局長（作永 善則君） 皆さん、こんにちは。定刻よりもちょっと早いですけど、皆さんお揃いですので、ただいまから令和5年度第2回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、初めに吉野会長から御挨拶をお願いします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。例年と違って今年は何か雨が多い春先のようです。これから田植えが本格的になろうかと思えます。米の値段は下がり経費はかさんでいくばかりで、なかなか田植えに向かう気持ちが、ダウンをするような感じではありますが、農地を守っていくためには何とかやっつけていかなければならないのではないかと考えております。

それから、先日、事務局長と、長崎県農業委員会会長・事務局長会議の研修が、雲仙市小浜で一泊二日で開催されました。

その中でも常々言われるのですが、やっぱり後継者不足、人材の育成・確保が大変難しくなってきた、それにつけて耕作放棄地が増えてきている、新規就農者に対してもなかなか集まらないし、その地域特性になかなかなじめないところもあられるというような話もありました。後もって詳しく事務局より説明をさせていただきます。

本日も議事が円滑に進行しますようよろしくお願いいたします。

事務局係長（鮎川 稔君） 本日の出席委員は11名です。濱野努委員及び濱野卓也委員から欠席の報告がっております。

最適化推進委員については、全員出席でございます。

委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長にお願いいたします。

会長（吉野 裕君） まずもって、先ほど開会前に配付資料の説明等ありましたけど、総会の案内で、報告事項が追加となりますので、その追加に当たって事務局からの説明を求めます。事務局。

事務局係長（鮎川 稔君） 係長。追加資料と書かれているほうのレジュメを御覧ください。

(3)の報告事項なんですけれども、報告第2号佐々町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正についてということで、こちらのほうを追加させていただきます。

報告事項の案件のところでは詳しくは説明をさせていただきますが、事務局の方が、この規約の改正が必要だと判断したのが今週に入ってからでありましたので、このような急遽の追加の案件となってしまいました。申し訳ございません。

以上で、説明を終わります。

会長（吉野 裕君） ただいま説明がりましたが、報告事項1件追加してよろしいでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

それでは、これより議事に入ります。

日程(2) 議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定めることとなっておりますので、9番、寶持委員、11番、井手委員、指名しますので、よろしくお願ひします。

以上で、日程(2)を終わります。

それでは、日程(3)報告事項に入ります。

報告第1号農業委員会会長・事務局長会議について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長(作永 善則君) 報告第1号農業委員会会長・事務局長会議についての報告をさせていただきます。

資料につきまして、農業委員会の事務局のほうに常時置いておきますので、中身を御確認されたい場合は事務局のほうまでお越してください。

会議の内容についてですけど、報告をさせていただきます。

協議事項として4件ございまして、その他でもう1件あるんですけど、その他の事項はなかったということで順次説明をさせていただきます。

まず1点目ですけど、農業委員会をめぐる情勢と役割というところでございます。

基本的には、既に委員さんは御存じの内容が多いのかなと思っておりますけど、大まかな内容としまして、今回が以前の選挙から推薦、募集に代わってからの新制度による3回目の改選となりますという説明と、農業委員、推進委員の活動記録。

内容でいきますと活動記録簿というのが、その中身を充実させましょうということで、基本的には御自宅から圃場に行く途中の道中であっても、ルートを変えていくことでの記録簿をしっかりと書いていただくことで実績値としては上がっていくということですので、その活動実績が上がることで、最適化交付金という年度末に活動実績に応じて各委員さんのほうに配付する交付金があるんですけど、その実績が多いと配分も多くもらえていくということになりますので、何らかの形での活動記録簿を充実させましょうという形での説明がっております。

続きまして、地域計画の実現に向けた今後のスケジュールという議題のところでございます。

これまでが令和4年度末までにかけて、人・農地プランの実質化ということで、各集落のほうに御協力を頂いたところで、令和3年度、実質化をできたところでございます。

ただ、法律が改正になりまして、それを人・農地プランの実質化といていたものを、

地域計画ということで再度つくる必要がある。

内容でいけば、意見聴取といいますか、アンケート調査をして、集落のほうに、前回の人・農地プランのときにはコロナの真ただ中で、なかなか集落との座談会、会議とかができない状態での組立てとなっておりますけど、今回についてはコロナのほうも終息してきておりますので、実際に集落のほうに入ってからの話合いとかも充実させていきたいと考えております。

内容的にいけますと、今現在、何歳ぐらいの方が作っていらっしゃるということで、50代、60代、70代という形で色分けした地図を、人・農地プランを策定したときに作っておりますけど、それを今回、また時点修正をかけた中で現時点の地図を作ります。

10年後は、どなたが引き続き耕作する、もしくは担い手の方にお任せしますという色分けの地図、それと担い手の方に農地を集約するというのを見越した上での地図を作成する、目標地図という地図の素案をつくるのが農業委員会としての役割ということで定められております。

今後、6年度までにそれをつくらないといけないということでございますので、引き続き御協力をよろしく申し上げます。

続きまして、農地中間管理事業の推進と農業委員会との連携というところで議題が上がっております。

内容でいきますと、佐々町に対しての目標、割当てというのが年間20haというところで、以前はその10haから、県のほうの計画の改正に伴って20haというところで設けられているんですけど、実質、令和4年度の実績でいきますと2haということで、なかなか難しい目標達成が定められている中での状況でございます。

ただ、現時点ではなかなか数値達成が難しいところと、あと、基盤強化による集約、実績としては12haございますので、ただ、これが地域計画が策定された後は基盤強化法による更新というのが難しくなっていくので、今後、中間管理のほうで全て契約をしていくということで、合わせたとしても、実際14haしかないということで、目標達成の20haというところは正直難しい内容ではあるけど、そこに近づけるような形で、国の制度とかは抜きにしても、いかに佐々町内の農業をいい方向に持っていくかということでの実質的なところでの組立てということを目指していきたいと考えております。

続きまして、令和5年度の重点活動についてというところでございます。

ここににつきましては、恐らくこれまでの会議の中で既に内容としては出てきているものと思っておりますけど、主なスローガンとしまして、3年の任期中に担当地区の全農家さんに声かけをお願いしますということの説明がっております。

内容については、先ほど申しました部分と重複する分もございますけど、3点ございまして、活動記録簿作成の徹底をということと、2点目が、農業者の意向の把握、深掘調査の実施、3点目が農業委員会サポートシステムの農地情報の最新化ということで、これにつままして、今後、タブレットの導入によって、タブレットに出ている地図とかデータを把握しながら現地調査を行っていただくというものでございます。

これにつままして、今年度改選時期でもございますので、改選後7月以降の早い段階で農業会議のほうが、タブレット利用についての説明会を実施したいということでございます。

続きますと、意見交換というところがございまして、その内容につまましては、各市・町をテーブルで区切った中で、佐々町が入ったのは長崎市、東彼杵、南島原市と同じテーブルに座ってからの意見交換というところで、農業委員会の新規就農や農外からの新規相談の対応状況はどうですかという議題が上がっておりました。

この分につまましては、各市・町のほうでの、各農業委員会での新規就農についての関わり方というところで、主な内容でいけば、新規就農をいかに広げていくかというところで、長崎市については、1年間の講習期間を設けて農業チャレンジということで、月1回農業関係のイベントを実施して農作業をしてもらう。

今、申込みが20名程度いらっしゃるということで、そこで農業のほうに興味を持たれた方が、新規就農の相談のほうに話をつなげていく。

各農業委員会が言われたところであれば、まずは農林担当部署のほうに新規就農の相談は割とどこの市・町も多い状態で、どちらかといえば、そこで一旦話をつないで、農地のあっせんというところで農業委員会の役割が出てくるというのが各市・町同じような状況でございました。

長崎の方からは地域おこし協力隊の活用とかも出たんですけど、佐々町からは地域おこし協力隊はこれまで4人いらっしゃったんですけど、実質、新規就農に結びついている成功事例がないということと、あとは、さざんか農援隊がどちらかといえば、これまで新規就農に結びついている利用状況が多いという報告をさせていただいております。

それに対して、東彼杵町さんから、認定農業者の方から、農作業繁忙時の対応について何らかの支援策がないかというところで、佐々町の取組について今後教えてもらいたいという相談もあっております。

それで1日目の日程は終わりました、続いて、2日目が現地視察研修というところで、圃場整備をされているところの視察をさせていただいております。

2か所現地視察を行ったところで、場所が雲仙市で、今まで雲仙市は割と石垣とかを積

んで圃場を整備されている昔ながらのところが多いたるところを、雲仙市、島原市、南島原市という中で圃場を整備する際の条件として、大型ブロックでしていったほうが作業効率はいいけど、景観重視のために石垣は設けてくださいという形での圃場整備になっている分、実質石垣代、石の料金は国・県の補助事業の対象にはならないということで、別会計で個人の農家さん負担金ということで、石代を徴収されているということでございました。

ただ、あくまでも集約後の圃場面積というのが正直、規模がやっぱり大きくて、そこでの集約も含めた中で、年間の農業収入というのがやっぱり3,000万、4,000万とか、ちょうどジャガイモの収穫時期ではあったんですけど、そういう状態であれば、やっぱり親元さんから次の代に世代交代をする後継者という話となっても、農業をされている方も、子供たちにも勧められやすいという環境がある中で、そこを本町に置き換えたとしたときには、なかなか難しい状態もある分、担い手の方への集約というところと、兼業農家さんという形で、町内の水田、農地を守っていただいている方との役割というところを、町としても再度絞った形での対応になっていくのかなと考えております。

以上で説明のほうは終わりますので、資料等を確認されたい場合は農業委員会事務局のほうまでお越しください。よろしく申し上げます。

会長（吉野 裕君） ただいまの件で、何か御意見、御質問はありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） 8番。前期の研修会、会長、事務局長、御苦労さまでございました。

1年間のスケジュールというものをもって計画という形になったと思いますけど、今説明を頂いたとおりだと思います。お疲れさまでございました。

ただ、お尋ねなんですけど、地域計画策定については、モデル地区重点地域という形の中で前年からお示し頂いて、説明も頂きまして、資料も頂いておりましたけれども、各地区の状況というものが、それぞれ意見交換ではないでしようけども、大体つかめたんだろうと、こういうふうに思います。

参加された各21市・町の状況がそれぞれ進んでいるんだろうというふうに思いますけれども、会長の御挨拶にもございましたし、それから、今ありましたように、コロナの影響で、ものすごく3年間ロスになったこともございます。そういったことから非常に遅れてきたのが現状ですからね。

ただ、重点と、それから、モデル地区ということで指定を受けて、佐々の場合はどうか計画の中に入って、特に木場だけになりますけれども、木場だけがしたわけじゃないんですが、いつも申し上げますように、振興局のほうから、木場のほうが手っ取り早くできるんじゃないかという、人・農地プランをという形の中で進めたんですね。

その中で今度、地域計画ということで一回していますから、ある程度基本ができていま

すから、地域計画に進めてほしいということの中で、モデル地区及び重点地区となっているわけですね。

今後の進め方、ここに重点的に報告の中にありますように、今後のスケジュールということで説明があったと思いますけど、実現に向けて。

ただ、木場だけで終わるもんじゃないといつも申し上げてましたけれども、佐々町全体を見た中で進めていって、初めて佐々町の地域計画というものが策定できるわけですからね。大きな課題を抱えているわけですね。

だから、その点も含めまして、今後の捉え方に、先ほど説明を頂きましたけれども、県の計画に基づいて佐々町も今後のスケジュールとして、当然、事務局も、それから、各組織の中で三位一体となって、振興局も、それから、農協等の指導も受けながらやっていかなきゃならんわけですから。

その辺も含めまして、この県の報告に応じて、佐々の進め方としてはどういうふうに行っているのか、ただ木場だけをこうするという事になって、今、アンケート調査も終わって取り組む方向になりますけど、後のことについても含めて、事務局なり、あるいは会長なりのお考えを頂きたいなと思いますので、具体的にどうとは言いませんけど、しっかりした積極性のある考え方を教えてもらいたい、お伺いしたいと思います。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（作永 善則君） すみません、木場地区のほうの御協力を頂いたところで、令和4年度進めさせていただいているところが、本町としては非常に助かっているところでございます。

まず、地域計画を進めていく中で、県北地区では平戸と佐々町、平戸の地区と、佐々でいけば木場地区をモデルプランということで、県内でも早いうちにアンケート調査と、その後の集約をさせていただいているところでございます。

県北地区でいけば、平戸の該当地区と、佐々でいけば木場地区の部分以外、佐々町と平戸市以外は今スタートしたばかりという時点でございます。

先に進めさせていただいている分、既に何とかやり方の流れ的な部分は本町としても押さえさせていただいているところでございます。

結果、佐々・平戸以外となると、今から始めるというところでございますので、正直、うちのほうがちょっと早くなっているというところではございます。

ただ、本当に国がモデル地区として設定したところが、今回2年間につくらないといけないというところなんですけど、国のモデル地区に指定されたところは、本当の目標地図ができるまでに10年間かかったということなんですよ。

結果、10年間かかったのを2年間で作り上げるというのは、どうしてもやはり難しい話にはなってくると思いますので、目標地図の位置づけとしては、今後、まずアンケート調査をして、それを集約して、同時並行で農業委員会のほうでは目標地図というのをデータ化していく中で、地元の集落での座談会を通した中で、また組み立てていくという流れになっていくんですけど。

結果的には、本来10年間かかったのを2年間でつくりたくないといけないというところは非常に難しいところがありますので、何らかの方向性を定めた中で、集約とか、10年後の耕作は担い手のどなたにお願いするというあたりをつけるという段階で終わるんじゃないかなと思っています。

最終的には、中身の地図の更新というのが、常に最新状態に持っていく必要があるということで、例えば、農業委員会の窓口に農地を借りたいという人がいらっしゃったときに、参考となる地図が設けてあれば、そこに貸し借りデータの貸したいと申し出ている地主さんがいらっしゃるとか、そういったことでの実際の事務作業につなげられたらというところも考えておりますので、基本的には2年間で地域計画の中で地図を作ります。

その地図も常に最新状態に持っていくことで、日々の業務の中で少しずつ最新状態に、2年後の話になるんですけど、持っていく必要があるのではないかと考えております。よろしくお願ひいたします。

会長（吉野 裕君） 8番。

8番（藤永 九市君） 8番、ありがとうございます。

難しくお尋ねするつもりではないんですけども、そういう状況下の中において、佐々は佐々なりの考えで、事務局も中心となって、新体制が大体決まってきたんでしょうけれども、それでも後でその他でお伺いしたいなと思いますけれども、積極的に取り組んでいただきたいということを、この場をお借りしてお願ひを申し上げておきたいなと思ったので。

これは、あくまでも会議の報告ですから、この場ではどうこうと言いませんので、その他のほうでまたこの関連したことについてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

会長（吉野 裕君） ほかに御意見、御質問はありませんか。——なければ、次の報告第2号佐々町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について、事務局の説明を行います。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） では、右肩に追加資料と書かれた資料を1枚めくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。

横書きになるんですけれども、規則の新旧対象表、今の文章と改正をする文章との比較した表になるんですけれども、新旧対象表を載せております。

こちらで変わるところなんですけれども、第3条に、「委員会の推進委員として推薦を受ける者及び一般募集に応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、推進委員委嘱予定日において次の各号のいずれにも該当する者とする。」という、要は最適化推進委員になれる方の要件をここでお示ししているんですけれども、現在の規則が町の職員でない者となっております。

こちらが、町の職員でないというところの意味合いの取り方が大変、分かりづらい、町の職員でないというところの基準などがはっきりと示されていなくてちょっと分かりづらいというところがございます。

そこで、今度表の左側になるんですけれども、第3条の本文は変わりませんで、(1)のところ「佐々町職員定数条例第2条に定める定数内の職員でない者」こちらのこの定数条例というのが、分かりやすく言えば、佐々町職員の正規職員の数を何人と定めている条例があるんですけれども、この条例に数えられない方であれば推進委員になれるということで、基準を明確にさせていただくという内容で改正を今回しております。

そして、附則についてなんですけれども、この表の一番下のところにあります。「この規則は公布の日から施行し、改正後の内容は令和5年の農地利用最適化推進委員改選時から適用する。」ということで、まさに今現在、皆様の今任期7月19日までということで、7月20日からの改選を控えているわけなんですけれども、こちらも、この令和5年のというのが、今年が2月から募集を行っております。この募集のときから適用されるようにということで、附則もこのような書き方とさせていただいているところです。

なお、この資料にはないんですけれども、農業委員にも同じように農業委員の選任に関する規則というのがございまして、こちらも同じような内容の書き方であったもので、農業委員についても同じように基準を明確化するという内容で改正をしておりますが、農業委員の規則は、町長部局の担当になるために、今回の皆様への報告資料にはおつけしてありませんが、農業委員さん、それから最適化推進委員さん、共に町の職員でない者というふんわりした言い方から、基準を明確にしたという改正を行いましたということで御報告をさせていただきます。

これが、先ほど説明しましたとおり、今回、改選に当たって事務を進めている上で改めて規則等を読み込んでいたときにこのことに気づいて、他市・町の例規なども調べさせていただいて、他市・町が同じように改正をしているという事例もありましたので、急ぎ佐々町でもこのような改正をさせていただきましたことと、先ほど言いましたとおり、こ

れが直前に判明したものですから、このような追加の案件ということで、この場で皆様に御報告をさせていただいております。

以上で、説明を終わります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。——ないようですので、以上で、日程（3）報告事項を終了します。

次に、日程（4）審議事項に入ります。

議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請書について、事務局からの説明を求めます。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、今度は、皆様にお配りいたしました会議日程のほうの資料を御覧ください。

資料は2ページになります。

議案第5号農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。令和5年5月26日提出。

土地の所在地なんですけれども、佐々町大茂免字路木〇〇〇〇、登記地目田、現況地目も田、登記面積は997m<sup>2</sup>となります。譲受人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業は農業です。譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業は農業です。申請の理由ですが、売買契約により許可後に所有権移転を行うものです。

経営面積なんですけれども、譲受人が田2万8,442m<sup>2</sup>、畑1,482m<sup>2</sup>、樹園地496m<sup>2</sup>、合計の3万420m<sup>2</sup>。譲渡人が田1万8,562m<sup>2</sup>、畑5,475m<sup>2</sup>、計の2万4,037m<sup>2</sup>となります。譲受人の稼働人員は1名となっております。今回は、こちら田んぼの997m<sup>2</sup>、1筆となっております。

資料の13ページを御覧ください。

航空写真をおつけしておりますが、青く囲まれたところが該当の農地となります。こちら、この横に走っているのが、県道の志方江迎線で、志方から江迎に抜ける道のところになるんですけれども、その道よりも少し下がったところになります。

この該当農地の上の方に、青い屋根の家があって、さらにその上にちょっと白っぽくなっているところ、家があるんですけれども、こちらが今回譲受人の方のお宅ということで、今までもここは利用権設定で、今回の譲受人の方が耕作をされていらっしゃったところなんですけれども、今回、双方お話をされて、第3条申請をすることになったということで申請が上がっております。

説明につきましては、以上になります。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。

ないようですので、採決をいたします。議案第5号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、承認することといたします。

次、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局の説明を求めます。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） 皆様に最初にお配りした資料の14ページをお願いいたします。それから、追加資料の2ページも御準備をお願いします。

議案第6号、農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、こちら県知事許可分となります。

土地の所在地ですが、佐々町須崎免字葭ノ浦〇〇〇〇、登記地目、畑、現況地目、荒地、登記面積は177m<sup>2</sup>です。譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業は自営業です。譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業、無職です。

転用の目的は、一般個人住宅、施設の概要ですが、木造の平屋建て82m<sup>2</sup>となっております。農地区分は3種です。

備考ですが、今の賃貸が狭く、持ち家に憧れ、環境が変わらないこの土地を希望されているということです。合計で1筆、畑の177m<sup>2</sup>となります。

こちら、次の資料15ページにも許可申請書をおつけしておりますが、こちらは真ん中の事由の詳細のところは白く消しているんですけれども、ここが、内容が全くこの本事案と関係ないことが書かれておりまして、差し替えということで追加資料に改めて書かせていただいております。

事由の詳細は、先ほど、備行の欄で御説明した内容のことが書かれていらっしゃいます。それから、資料19ページをお願いいたします。

こちら付近状況図になるんですけれども、今回の場所なんですけれども、町道の赤崎線から小浦のほうに向かう坂道の中腹の辺りということで、町道中央小浦線から支線に入ったところの赤く四角く印をされている現地と書かれているところになります。

資料20ページに現況写真をおつけさせていただいております、現在が、この状況のように雑草が少し生えているという状況となります。

それから、資料21ページの被害防止計画書なんですけれども、こちら記載内容に誤りがありまして、追加資料の3ページにつけさせていただいております。

変わったところで言いますと、真ん中の中段のところは②近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置というところで、イの「建物の高さを加減する」というところに丸がついているんですけれども、高さが5m程度となってい

るところが、実際の建物の高さが約5.6mほどありますので、こちらを5.6mという訂正と。それから、その下の排水計画のところ（1）番から（3）番まで何も印がないというところで、それ全てにチェックを入れていただいたところでございます。

資料22ページをお願いいたします。

こちらが排水計画になるんですけども、赤線が雨水となりまして、雨水は、各角等に備えられた雨水ます、こちらに集められて、最終的に道路側溝に落とすという計画となっております。

汚水処理、あと生活雑排水につきましては、前面道路にあります公共下水道に落とし込む計画となっております。

また、こちらは、この22ページの資料からいけば右側の一番外枠に囲まれているCB400と書かれているところになるんですけども、こちらが、さらにこの土地よりも下がったところに隣の家との境界になるんですけども土羽がございまして、こちらの土羽が、今はむき出しのままの状態にはなっているんですけども、こちらも今回この住宅の建設に当たって、施主さんとの予算のことにもなるので、しっかりとまだ施工方法は確定していないということなんですけれども、その土羽、斜面のところについては土砂流出等がないように、防草シートなりアスファルトを打つなりということの対策は取りますという、予算がないから何もしないということだけは絶対ありませんということで御説明を現地のほうで受けているところです。

それから、資料23ページは部屋の間取り図がありまして、24ページが立面図となっております。

説明につきましては、以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いします。16番。

推進委員（福田 庄治君） 5月17日午後より、事務局、藤永委員、施工業者、地主さん、私と現地確認を行いました。

事務局の説明と同じような説明になるんですけど、今回、2階建てと平屋と2軒の申請が上がっているんですけど、2軒とも雨水は側溝へつなぎ、汚水は浄化槽へつなぐようになっていきますので、問題はないかと思います。

家の裏も、先ほど言われたように土羽になっています関係、後からコンクリートをするか防草シートを貼るか、何らかの処置をするということになっていますので、問題は見当たりません。

以上です。よろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。——ないようでの

で、採決をいたします。議案第6号について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数、全会一致ですので、承認することといたします。

次、議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、事務局の説明をお願いします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） それでは、資料25ページ、それから、追加資料の4ページをお願いいたします。

議案第7号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、こちらも県知事許可分となります。

土地の所在地ですが、佐々町須崎免字葎ノ浦〇〇〇〇、登記地目が畑、現況地目が荒地、登記面積が198m<sup>2</sup>です。譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業は公務員です。譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、職業が無職です。

転用目的が、一般個人住宅、施設の概要が木造2階建て56m<sup>2</sup>となっております。農地区分は3種。

備考欄ですが、家族4人で賃貸が手狭になり持ち家を検討、土地を選定する際、この土地の利便性と住環境を含め気に入ったためとなっております。こちら合計1筆となっております。

資料26ページなんですけれども、こちら許可申請書になります。理由としては、先ほどの議案と同じです。事由の詳細のところ、この本案と関係ない事柄が書かれていたために、こちらについても差し替えがっております。事由の詳細のところについては、備考欄で説明したとおりの同じ内容のことが書かれております。

それから、資料30ページになるんですけれども、付近状況図になりますが、先ほどの議案の隣の場所ということになりますので、詳細な説明は割愛させていただきます、資料31ページに現況写真をおつけしておりますが、現況写真についても同じ、ちょっと雑草等が生えている状況となっております。

それから、32ページの被害防御計画書をおつけしておりますが、すみません、こちらでも差し替えがございまして、追加資料5ページになります。

訂正箇所は、先ほどと同じとおりに、中段から少し下の②番になるんですが高さを加減するということで、高さ5mと書いてありますが、実際こちら立面図としますと約7.5mございますので、こちらの修正ということで差し替え。それから、③番の排水計画についても、こちら（1）から（3）で何もチェックがついておりませんので、こちらもチェックをつけての差し替えがございまして。

次に、33ページをお願いします。

平面図がございまして、こちら排水計画になるんですけども、赤色の線が雨水となりまして、こちらの家も先ほどの議案と同じく、雨水については、雨水ますを經由して道路側溝に流す。生活雑排水については、前面に走っている公共下水道に接続するという流れとなっております。

それから、この家に関しても、右側、ちょうどこの図面でいいますとCB.H400と書かれているところの塀の部分、さらに右側になるんですけども、ここも同じように段差があって土羽があるんですけども、こちらの土羽についても同じように防草シート、もしくはコンクリート等で、現在はむき出しになっている部分を施工して、土砂流出等がないように対策をするということで説明を受けているところです。

それから、34ページのほうが1階と2階の建物の平面図、35ページのほうが立面図となっております。

説明につきましては、以上になります。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いします。16番。

推進委員（福田 庄治君） 先ほどの説明と同じです。よろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問はありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） 8番。恐れ入ります。小さいことですけども、ただ、おっしゃっていますように、差し替えでこうして用意されておりますよね。この資料のままで、五役会で構成表示された中で資料は我々に送付されたんでしょう、この資料で。（「はい」の声あり）その後及んでこれが必要になったということですかね。

差し替えの資料、説明を受けて必要かと思えますけど、小さなことばかりなんです。それでわざわざ差し替えの資料を作って。初歩的なことですから、事務局も大変だと思いますけども、間違いがないような形で今後資料を提出していただきたいなと思います。

だから、五役の皆さんが目を通された中でこういう形になったのかなと思いたので、ちょっと確認しよったわけですから、しっかり五役会でちゃんと見とらさずと思えますからね。

だから、その後及んだことでこの資料を追加されたということでしょう。これが分かっておれば指示しとらすはずですよ五役会するとき、これはどういうことかって、と思えますから、以後に気をつけていただきたいと思えますので。大変御苦労さんということは分かります。小さなミスですよ、よく目を通して、その上で我々に送付していただきたいと思えます。そういうことで、小さいことですけど一応御指摘しておきたいと思えます。はい、ありがとうございます。

会長（吉野 裕君） 係長。

事務局係長（鮎川 稔君） すみません。今の御指摘の部分について、こちらも書類をチェックする上で、書きぶりが全然違うということで、先方のほうにはお話をして、差し替えをということでお願いをしていたわけなんですけれども、ちょっと向こうの書類の準備等も手間取ったということで。

皆様方に開催案内を出す期限というのがあるんですが、それに間に合わせられれば差し替えたいと先方にも言っていたんですけども、どうしても間に合わなかったために、今回、追加資料をにつけさせていただいたところです。申し訳ございません。

8番（藤永 九市君） 分かりました。ありがとうございました。

会長（吉野 裕君） ほかにございせんか。——ないようですので、採決をいたします。議案第7号について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数、全会一致ですので、承認することといたします。

議案第8号農地利用集積計画の承認について、事務局からの説明をお願いします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） 資料36ページをお願いいたします。

議案第8号農用地利用集積計画の承認について利用権設定です。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求め。令和5年5月26日、佐々町農業委員会会長。

資料なんですけれども、こちらも追加資料の6ページをお願いいたします。

再設定分になるんですけれども、番号が1番、貸手農家が〇〇〇〇、〇〇〇〇。借手農家が〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在地が八口免字下南木場〇〇〇〇ほか5筆ありますが、ちょっと省略をさせていただきます。

地目畑、面積266m<sup>2</sup>、ほか合わせまして全体で2,810m<sup>2</sup>になります。借手農家の耕作面積が4万1,334m<sup>2</sup>、権利の種類は賃借権、区域区分は農用地、設定内容については金納の5年契約となっております。ほか1件、合計で2件ございまして、合計面積で畑が3,537m<sup>2</sup>となっております。

それから、すみません。本体資料の38ページをお願いいたします。こちらは新規分になります。

1番、貸手農家が〇〇〇〇、〇〇〇〇。借手農家が〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在が須崎免字上須崎〇〇〇〇、地目田、面積894m<sup>2</sup>、借手農家耕作面積が1万1,154m<sup>2</sup>、権利の種類は賃借権、区域区分が農用地、設定内容が金納の5年契約となっております。

こちらあと1件ございまして、合計で、田が1,895m<sup>2</sup>となっております。

先ほどの追加資料の6ページの再設定の内容で、番号2番の貸手農家のお名前〇〇〇〇さんとなっておりますが、すみません、こちら〇〇〇〇さんの誤りでございます。訂正をしたにも関わらずさらに訂正となってしまいまして申し訳ございません。

それから、資料の39ページの契約期間が3年から5年に、すみません、こちらが当初誤って作っていたために、追加資料の7ページに差し替えということで追加提出をさせていただきます。面積等は、変わりはありません。

すみません。先ほどから訂正や差し替えばかりの説明となってしまいまして、本当に申し訳ございません。

説明は、以上になります。

会長（吉野 裕君） 4番。

4番（藤永 茂君） 38ページの1番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの件ですけど、設定内容の金納が〇〇〇〇となっております。これ、地目が田ですけど、耕作は、牧草を作っておられますので、この〇〇〇〇は高いんじゃないかということで本人さんに確認しましたら、知らなかったでこういうふうになりましたということでしたので、もう少し検討をして金額を下げるということ、了承を取っております。よろしいでしょうか。金額まで入れ込みますか。

牧草だったらもっと安い設定でいいですよということを伝えております。

以上です。

会長（吉野 裕君） 休憩いたします。

（休 憩 午後 14 時 38 分）

（会議再開 午後 14 時 41 分）

会長（吉野 裕君） 会議を再開いたします。採決をいたします。議案第8号について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数、全会一致ですので承認することといたします。

以上で、日程（4）審議事項を終了します。

次に、日程（5）協議事項について、事務局からの説明をお願いします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） 資料のほう、40ページをお願いいたします。

農業経営改善計画認定に係る意見聴取についてということで、令和5年4月27日付で、町長のほうから農業委員会会長宛てに意見聴取の文書が届いております。

申請者の方が〇〇〇〇さん、農業経営が肉用牛（繁殖）となっております。この方は新規の認定農業者ということで、前までは認定新規就農者だった方が今回、認定農業者にな

るための計画ということで出されております。

資料4 1 ページは、こちらから町長に対しての回答文書の様式になりますので、説明は省略させていただきます。

4 2 ページをお願いいたします。こちらが実際の認定申請書になりますが、上段の申請者欄については省略をさせていただきます、農業経営改善計画の説明をさせていただきます。

まず、営農類型なんです、現状が肉用牛で、目標が5年後の2028年になるんですけども、こちらにつきましても肉用牛ということで、こちらは変わらずのままということになっております。

次に、(2) 番の農業経営の現状及びその改善に関する目標といたしまして、年間所得が、現状は277万円、目標が415万円、年間労働時間が、現状が2,920時間、目標のほうは2,000時間、主たる従事者の人数は1人ということです。

次に、②番の農業経営の規模拡大に関する現状及び目標なんです、(1)の生産です。こちら飼料作物をされておまして、現状作付面積が120.7a、生産量が60トンとなっております。

こちら目標としましては、作付面積が240a、生産量が120トン、それから、肉用牛が、現状の飼養頭数が31頭、生産量が24頭となります。

こちら生産量が24頭というのが、子牛の頭数ということで、現状が24頭となっているところを、目標では、あと飼養頭数、こちらは親牛です。親牛の目標が40頭、それから生産量、つまり子牛が36頭に増頭をするという目標となっております。

それから、資料4 3 ページになるんですけども、こちら農用地のところになります。所有地は現状もなしで、借入地で、佐々町に田を200aと、佐世保市に畑を30a、現状あるんですけども、目標が、佐々町の田を400a、それから、佐世保市の畑は30aで変わらず、経営面積としての合計といたしましては、現状230aから目標は430aに拡大をします。

それから、右側の農業生産施設につきましては、現状1棟の872m<sup>2</sup>の牛舎、堆肥舎を佐々町内のほうにお持ちなんですけれども、こちらは目標も変わらずということで、この現状の大きさで、目標の頭数等を賄えるという計算ということで、目標は変わらずということでした。

それから、生産方式の合理化に関する現状と目標措置については、増頭を行うことでの規模拡大を目指して、それから、農地集積による労力の省力化を目指すということです。

それから、下の⑤番になるんですけども、農業従事の様態の改善に関する現状と目標

措置につきましては、雇用による労力の省力化を目指すということで、その下に参考ということで経営の構成というのがありまして、右側に（２）番の雇用者ってあるんですけども、臨時雇用が現状では０人ということではないんですけども、見通しといたしましては、実人数は２人、延べ人数では６０人ということで、こちらは通年的に雇用を入れるわけではなくて、繁忙期に雇用をすることで、労力の省力化を目指すという計画となっております。

４４ページの別紙１につきましては、農業用機械の取得計画ということで、この計画期間内にこういった機械を導入をしていきたいということ、ただ、軽トラックについては更新ということでしたが、こういう機械を導入をしていきたいという内容の計画となっております。

説明は、以上となります。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問はありませんか。——ないようですので、異議なしとして、農林水産課へ回答いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）そのように回答いたします。

次、日程のその他に移ります。事務局からの説明をお願いします。係長。

事務局係長（鮎川 稔君） その他の項ということで、６月定例会の日程についてです。

五役会を６月１６日金曜日、午後１時３０分から、それから、総会を６月２６日月曜日、こちらも午後１時３０分から、会場は役場の第１会議室ということでよろしく願いいたします。

続きまして、②番の視察研修についてです。資料の一番最後の４５ページをお願いいたします。

前回の総会等でも皆様の御意見を頂きまして日程等のほうが決まりましたので、改めてお知らせをいたします。

視察の研修先なんですけれども、福岡県宗像の方の視察研修ということで、期間が令和５年７月６日木曜日から７日金曜日の一泊二日となります。行程については、こちら記載のとおり、７月６日に佐々町役場を出発いたしまして、道の駅むなかたさんで視察研修を行いたいと思います。

一応、こちら先方からも研修についての了解を得ておりまして、向こうとしては、３０分の研修をさせていただけるという内容ですが、もしかしたら向こうの状況で少し短縮もあり得るということですので、予定としては、３０分の視察研修時間を予定しております。

そちらの視察研修が終わってから、宗像大社を少し見学等をいたしまして、それから昼

食を食べてから別府のほうに向かって、その日は別府のホテルに宿泊をいたします。

それから、7日については、ホテルを出発いたしまして、道の駅の別府交通センターや、大分の道の駅や岡城跡等などの見学等をいたしまして、それから昼食なども食べたり、こちら博物館等の見学をして、予定としては5時半頃に役場のほうに到着予定となっております。

一応こちらの日程で予定をしておりますので、皆様方の御参加、よろしくお願いいたします。

視察研修については、以上になります。

事務局からは以上になります。

会長（吉野 裕君） その他で皆さんのほうからは何かありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） 8番。恐れ入ります。視察研修については終わったということですね。

会長（吉野 裕君） はい。

8番（藤永 九市君） その他で、いつもながら恐縮なんですけど、3点ほどお尋ねしたいと、先ほど1番目にありました農業委員会会長・事務局長の会議の報告の中でちょっと言いかけたんですけど、関連するものですから、お尋ねの意味で質問をしたいと思います。2点、ほかにまたございますけれども。

その前に、お尋ねなんですけれども、私、申し訳ありません、ずっと考えてみますと、任期に伴って改選時期、7月19日で任期が切れますので、私ども特に前もって早めに申し上げておりましたから、前はいつだったですかね、アンケート調査もあったですよ。

前の、早かったですよね、9月か10月かね、農業委員会の農業委員としてどうするかという意向調査、我々に対して出して、私、真っ先に出しておったんですけどもね。世代交代せなならんということをお私が申し上げたんですけども、それぞれ辞めるのは慎んでいただきたいということ、そしてできるだけ多く残っていただくような要請をしながら、申し上げてきとったつもりです。

ところが聞いてみますと、半数、半分お辞めになるということをお聞いております。途中でお尋ねして、聞いたことはありませんでしたけれども、聞くところによると、そういうふうな状況がある、大変なことだと思ひましてね、いま一度その辺をお伺いしたいんですけれども。なぜそれを言うかという、地域計画の策定という状況の中、人・農地プランも含めてずっと一番大切なときに替わる、半分くらい辞めるということは、大きな問題だと思うものですから、それも関係しながら質問したのは、その地域計画の策定についてということに結びつくんですけれども、十二分な課題を抱えている中でこれだけの方がお辞めになる、そして若い人たちに見せて、今後期待しているんですけれども、若い人たち

ばかりに委ねてしまうような形になってきているということに、非常に危惧しているんです。

そういうこともあったもんですから、聞きよったら、会長そのものもお辞めになるということの後で聞きまして、そういうことを含めると、非常に心配になってきたということと、前後しますけれども、私も1期3年やってきましたけれども、皆さんの指導をいただきながら、農業会議に行けばいろいろと人・農地プランから含めて、機構の問題かれこれ会長が一番いち早く分かってくるんですけども、そしてその中で21市町の中で、皆さんもそこそ各地域によって状況が違いますけれども。

その中で、私たちもこれは責任問題だと思いながら帰って来たということで、農業委員会から帰ってきて、報告をすると、それから、それにちなんで、それに伴って、事務局と一緒に努力してきた気がします。自分としてはそう思うだけであって、結果はどうか分かりませんが。

だから会長職ってものすごく大変ですけども重要なんです。だから会長、吉野会長、まだ我々より若い、私は高齢ですから、まだ若いんだから何でもできるかなと思ったりしました。

だから、まだまだ継続して我々を引っ張っていかなきゃならない、中心になっていってもらわなならないと思いますから、そういうことで何か、飛び飛びになりましたけれども、本当もうほぼ決まっている状況の中、ただ、町長が任命をするという、そして議会の承認を得るといような形になり進んでいるんでしょうけれどもね、そういう状況、どこら辺まで延ばすんだろうか、私たちも分かりません。途中聞いたことなかったですから。

私も辞める上において、そういうこと言われるなと思ったんですけど、聞いてびっくりしているんですけども、その辺を含めまして、どうかその辺を、一応候補者として上がったものを、評価委員会、町長を含めて、課長関係者を決めると、それはその作業は済んでおられるんですか、どうかね。その辺を確認したいと思いますし、それで実際のところはどんなものか、自分でお決めになったことを、今さら、どうこうされるという意味じゃないんですけども、ちょっと残念な気がしてならないんですけど、今後の農業委員会、まして一番大事なときに、過半数、推進員さんも含めまして、8人、9人ぐらいなるじゃないですか。ちょっとその辺も分からんですけど。

そういうふうな話を聞いております。実際どんなものかそれお尋ねしたいことと、吉野会長、再考できないものか、その点も進んでもう遅いのか、会長様もやっぱりおって陣頭指揮を執ってもらいたいという、何か病気かれこれとか、いろいろあるならばですけど、元気だしまだ若いし、という要望含めて、その点、今いう、評価委員の状況、あるいはど

ういうふうな形になっているのかということと、会長の考えも、せっかくのあれですから、お伺いしたいなと思っています。

私どもも申し上げますように、あと6月1回来ればもう終わり、もう7月は新しい方のメンバーで、農業委員会総会始められるんです。

新会長も誕生するんでしょうけれども、再任になる、どうなるかわかりませんが、その辺も含めてちょっと、せっかくですから、隠すことも何もないと思いますので、会長、事務局長からこの点についてお伺いしたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。お願いします。

会長（吉野 裕君） 休憩します。その中で説明します。

（休 憩 午後 15 時 05 分）

（会議再開 午後 15 時 39 分）

会長（吉野 裕君） それでは会を再開します。

8番（藤永 九市君） 私が問題提起して、こんな時間を延び延びしてしまいまして申し訳なく思っていますが、非常に残念だなと思っています。

この問題、人事案件についてはいろいろと、皆さん御存じのとおり、途中であれこれ言える問題じゃ、はっきりしたことは言えんもんですからね。こういうふうに時間が、一月、二月たって今日になったと思いますけど、まだ評価委員会まで上げて、そしてもう状況になつるということであれば、どうしようもないということですね。申し訳なかったと思います。

それ分かっておれば、もうちょっと早めに、応急的なことができたかもしれません。私はあえて言ったように、こうね、なんだ交代って申しあげているわけではありません。深刻なことだったものですから、その点については、あしからずお許しをいただきたいと思っています。

できれば、残っていただけるような形を取りたいなと思いましたが、今日は、この場をお借りして、皆さんも恐らくどこまで御存じなんか分からんやったわけですから、状況の意味でも、私はちょっと質問したわけでありますので、万が一、何かできるような、思い直して会長残っていただけるか、この上いいなと思いますけど、無理ですか。

一応、私提案した以上、私で閉めにいたしたいと思いますが、非常に残念な気がしてなりません、後の方に委ねて、今後の、この佐々町農業委員会を立ち上げて頑張っていたきたいということを要望しながら、まだ早いですけど、申し上げますんで、あと1回、6月の定例総会で、我々終わりですので、そういったものですから、機会がないもんですから、今日申し上げたらいいなと思ひましてね、お話をただけであって、次のときは、

もう最後の総会という気持ちで臨んでいきたいと思います。そういうことでございましたので、お許しいただきたいと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかに、皆さんのほうからは、（ 「なし」 の声あり ） なければ、本日の会を終了いたします。お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 15 時 45 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 台野 裕

会議録署名委員 齋持 雅祥

会議録署名委員 井手 俊博